

令和6年2月6日

共 産 党

令和6年能登半島地震を踏まえた原発の安全対策を 求める意見書（案）

北陸電力は、石川県志賀町にある志賀原子力発電所について、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震（マグニチュード7.6、最大震度7）によって、設備が損傷し、外部から電気を受ける系統が一部使えなくなっているなどのトラブルが発生していることを明らかにした。

志賀原発は今回の地震により、1号機と2号機で外部から電気を受けるために使われている変圧器2台の配管が壊れて、絶縁や冷却のための油が漏れだし、一部の系統が使えなくなった。このうち、2号機の変圧器から漏れた油の量について、当初はおよそ3,500リットルと発表していたが、その後、推計に誤りがあり、実際には1万9,800リットルにのぼったと訂正した。また、2号機の別の変圧器1台でも、配管の隙間から100リットルの油が漏れていることも発表した。

今回の地震では、3万7,000棟以上に上る家屋が倒壊・損傷し、火災も発生し、道路も多数寸断された。こうした状況下で、もし能登半島の志賀原発で放射性物質放出事故が発生した場合、住民は、原子力規制委員会が定めた「原子力災害対策指針」が求める「屋内避難」も「退避」もできず、救援も支援も受けられず、放射性物質が漂う屋外で、被爆を強いられることになることは明らかであり、「安定ヨウ素剤」の配布、服用も実行困難である。

また、「指針」に基づき、原発から30キロ圏内の自治体には「避難計画」の策定が求められているが、志賀原発では、約15万人が、自家用車やバイクなどで、珠洲市や輪島市、能登町など地震被害の大きかった自治体に避難することになっており、これも非現実的な計画であることも明らかになった。30キロ圏内には116ヶ所のモニタリングポストが設置されていたが、18基のデータが確認で

きない状態になった。

令和6年能登半島地震による被害の実態は、政府が定める「原子力災害対策指針」及び、自治体が策定する「避難計画」が、地震による原発事故によって生じる事態を具体的に想定していないことを示している。

よって、板橋区議会は、政府に対し、下記の事項について強く求める。

記

- 1 原子力災害対策指針及び原発周辺自治体が策定した住民の避難計画を、直ちに抜本的に見直すこと。
- 2 これらの見直しが完了するまでは、原発の安全性が確保されているとは言えないため、全国の稼働中の全ての原発の運転を直ちに停止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 宛